

平成28年第2回

# 甲佐町議会6月定例会会議録

平成28年6月10日

熊本県甲佐町議会

## 平成28年第2回甲佐町議会（定例会）目次

### ○6月10日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議長の諸般の報告について	5
日程第4 町長の行政報告について	5
日程第5 町長の提案理由の説明について	9
日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	12
日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	14
日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	15
日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について	16
日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について	20
日程第11 承認第8号 専決処分の報告及び承認について	26
日程第12 報告第1号 平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	30
日程第13 議案第26号 町道の路線廃止について	32
日程第14 議案第27号 町道の路線認定について	32
日程第15 議案第28号 町道の路線認定について	34
日程第16 議案第29号 町道の路線認定について	34
日程第17 議案第30号 町道の路線認定について	34
日程第18 議案第31号 町道の路線認定について	34
日程第19 議案第32号 町道の路線認定について	34
日程第20 議案第33号 町道の路線認定について	34
日程第21 議案第34号 町道の路線認定について	34
日程第22 議案第35号 町道の路線認定について	34
日程第23 議案第36号 町道の路線認定について	34
日程第24 議案第37号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	41
日程第25 議案第38号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部	

	改正について	43
日程第26	議案第39号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）	44
日程第27	議案第40号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	48
日程第28	議員派遣について	50
日程第29	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について	50
日程第30	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について	50
日程第31	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について	50
閉会		52

6 月 10 日 (金曜日)

平成28年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成28年6月10日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 6月10日 午前10時02分 議長宣告  
1. 散会 6月10日 午後3時00分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮 一	2番 佐野 安 春	3番 荒田 博
4番 宮本 修 治	5番 福田 謙 二	6番 西坂 和 洋
7番 宮川 安 明	8番 緒方 哲 哉	9番 本郷 昭 宣
10番 渡邊 俊 一	11番 本田 新	12番 中村 幸 男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮 一	2番 佐野 安 春	3番 荒田 博
4番 宮本 修 治	5番 福田 謙 二	7番 宮川 安 明
8番 緒方 哲 哉	9番 本郷 昭 宣	10番 渡邊 俊 一
11番 本田 新	12番 中村 幸 男	

1. 欠席議員

6番 西坂 和 洋

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明 広 議会事務局事務長 山本 洋 子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 本 田 克 典	総 務 課 長 内 山 洋
企 画 課 長 西 坂 直	くらし安全推進室長 清 水 明
税 務 課 長 北 畑 公 孝	住 民 生 活 課 長 古 閑 敦
総合保健福祉センター所長 井 上 美 穂	福 祉 課 長 北 野 太
産 業 振 興 課 長 岡 本 幹 春	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一	会 計 課 長 本 田 克 典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 6月10日 午前10時02分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 荒田 博

4番 宮本 修治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の行政報告について
- 日程第5 町長の提案理由の説明について
- 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第11 承認第8号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第12 報告第1号 平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第26号 町道の路線廃止について
- 日程第14 議案第27号 町道の路線認定について
- 日程第15 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第16 議案第29号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第30号 町道の路線認定について
- 日程第18 議案第31号 町道の路線認定について
- 日程第19 議案第32号 町道の路線認定について
- 日程第20 議案第33号 町道の路線認定について
- 日程第21 議案第34号 町道の路線認定について

- 日程第22 議案第35号 町道の路線認定について
- 日程第23 議案第36号 町道の路線認定について
- 日程第24 議案第37号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第38号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第39号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第40号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について
- 日程第30 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について
- 日程第31 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時02分

---

○議長（緒方哲哉君） それでは皆さん、改めましておはようございます。議員の皆さんにお知らせいたします。

6番、西坂和洋議員より、本日の会議の欠席届が出ております。そのため、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより平成28年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、荒田博議員、4番、宮本修治議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○7番（宮川安明君） おはようございます。それでは、御報告を申し上げます。

先の定例会において付託を受けておりました平成28年第2回の定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より御報告を申し上げます。

去る5月30日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、それに副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、また、正副議長を交え、執行部からの提出案件、その他の案件及びこのたびの平成28年熊本地震における対応等を協議・検討をいたしました。

その結果、町の復興を第一に考え、また、職員の負担軽減等を勘案し、お手元に配付のとおり、全員一致で会期を本日6月10日一日と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告、町長の提案理由の説明、専決処分、報告案件、町道の路線廃止及び認定案件、条例案件、平成28年度甲佐町一般会計補正予算、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定をいたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期及び日程につきましては、ただいまの宮川委員長の報告のとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、だいたいの宮川委員長の報告のとおり、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（緒方哲哉君） 承認第3号から第8号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第26号、町道の路線廃止について、議案第27号から議案第36号までの町道の路線認定について、議案第37号及び議案第38号の条例案件、議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）、議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、その他、議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の行政報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。

町長から行政報告の申出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成28年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、熊本地震発生後の被災者支援や復旧活動など大変な時期に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、今回の地震発生後から現在までの本町の災害対応や被災者支援などについて、これまで議員の皆様方には2回にわたり御報告を申し上げておりますけれども、改めて、今期定例会において行政報告を申し上げます。

平成28年熊本地震は、4月14日午後9時26分に最大震度7、同15日午前0時3分にも、甲佐町を震源とする最大震度6強の強い地震があり、さらには同16日午前1時25分に最大震度7の本震が発生し、本町におきましては、これまでに経験したことのない大きな揺れを引き起し、町内の多くの家屋や施設に甚大な被害をもたらしました。

町では14日の前震発生直後の午後10時30分に災害対策本部を設置するとともに、避難所12カ所を設けました。その後、15日午後5時15分には、一時注意体制に移行し、避難所も9カ所といたしました。16日の本震発生後の午前1時50分には、再び災害対策本部を設置し、避難所を10カ所といたしました。

更に、同日午後4時50分には、大雨による土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、町内全域に避難勧告を発令し、18日、午後6時10分には、堂ノ原地区2世帯に避難指示を発令をいたしました。

その後、土砂災害の危険性が低くなったことにより、5月1日午前8時30分に下豊内地区の一部を除く甲佐地区と竜野地区の避難勧告を、5月9日午前8時30分には、残る避難勧告

と避難指示をすべて解除をいたしました。

避難所についても徐々に縮小を行い、白旗グラウンドの仮設住宅への入居が始まった後の6月7日正午からは、白旗福祉ふれあいセンターのみを特に必要な方のための自主避難所として継続をしております。

また、地域においては、民間の施設や個人の建物などを、被災者の避難所として提供いただいている所もあるほか、被災者への食事の提供については、災害発生当初から、行政区、消防団、商工会、各団体など、多くの皆様に炊き出しの御支援、御協力をいただき、心から感謝を申し上げる次第です。

今回の地震の被害につきましては、死者は発生をしておりますが、重傷者が9名確認できております。

また、役場敷地内にプレハブを設置して、罹災証明の申請及び発行業務を行っておりますが、5月31日現在、住家の被害認定調査棟数2,207棟、うち全壊108棟、大規模半壊188棟、半壊603棟、一部損壊1,218棟となっており、6月7日現在の住家の罹災証明の発行件数は1,325件となっております。

6月5日からは、白旗グラウンドの応急仮設住宅90戸へ250名の申込みがあり入居が始まりましたが、まだ入居できていない方のために、田口地区に45戸の仮設住宅の追加建設が6月1日に決定をしております。さらに不足するようであれば、早急に追加建設について県へ要望していきたいと考えております。

地震発生以来、全国各地から多くの義援金や支援物資の提供、さらに励ましのお言葉をいただき、また、国、熊本県、県内及び県外の各自治体、町内の各種団体及び町民の皆様など多くの方々の御支援と御協力をいただきながら、被災者支援と復旧作業に当たることができておりますことに心から感謝を申し上げます。

災害発生当初から、町民への情報の提供手段として、広報こうさ、震災情報版、各種チラシ、防災行政無線、町の公式ホームページなどを活用してまいりましたが、被災者の中には、車中泊の方も多く、情報が行き届かない状況がありました。

このような中、総務省九州総合通信局の御支援により、災害用FMラジオ放送局を4月23日から開設していただいたことで、広く情報伝達が可能となっております。

今回の災害により、ライフラインも大きな被害を受けましたが、電気は早期に復旧し、上水道につきましては4月27日に全域で復旧をいたしております。

町営バスは通行止めや危険箇所があり、宮内方面は上揚までの運行といたしております。このため、不通区域からの医療機関へ通院をされる方を対象に、5月9日の受診分からタクシー利用料金の一部助成を既に実施をしております。

町内小中学校は5月9日から授業を再開いたしました。乙女小学校は校舎等が被災したため、当分の間、甲佐中学校で授業を実施しており、通学のため、バスを借り上げて運行しております。

道路も4月18日時点で県道7カ所、町道4カ所で通行止めが発生しておりますが、現在、県道につきましては、三本松甲佐線の井戸江峡橋付近と宮内社会教育センター付近、御船甲

佐線の田口橋、小川嘉島線の府領橋が通行止めになっております。なお、県道宇土甲佐線の乙女橋につきましては、5月9日から歩道のみ通行できるようになっておりましたが、本日10日から4トン未満の車両までの通行が可能となりました。

町道におきましては、坂谷線の谷内地内、松ヶ崎妙見谷線の丸山ウッディ付近で通行止めが続いておりますが、この2路線につきましては、復旧工事の発注を行ったところでございます。このほか、現時点で把握できている被害箇所を申し上げますけれども、65路線で179カ所、橋梁1橋、河川6カ所、農地354カ所、農業施設関係46カ所、林道3路線24カ所の被害が発生をしております。道路等の早期復旧について、今後とも全力を挙げてまいります。

公共施設等につきましては、役場、乙女小学校校舎及び体育館、甲佐中学校体育館ほか、すべての学校校舎など総合保健福祉センター、町民センター、トレーニングセンター、グリーンセンター、乙女福祉ふれあいセンター、西村民俗資料館、麻生原キンモクセイの休憩所施設、陣の内館跡地など文化財が被災しており、龍野小学校グラウンド、乙女小学校グラウンドなどに地割れが発生をいたしました。各施設等の被害の状況により、今後、順次復旧等の対応を図ってまいります。

町内の医療機関、福祉施設につきましては、荒瀬病院、緑風苑が被害を受けておられます。また、保育施設については、乙女保育園の多目的ホールが現在も使用中止となっておりますが、各保育園とも4月27日から通常開園が行われております。

被災者の生活面での支援につきましては、災害発生当初から、区長さん方、消防団、民生児童委員、地域福祉推進員の皆様を中心に、安否確認や各世帯を訪問、あるいは調査いただいたほか、ガレキの除去、食事、支援物資の供給、情報連絡、防犯パトロールなど、献身的に活動をいただいております。

災害廃棄物の収集につきましては、まず道路のガレキの除去を行ったほか、各被災家屋のガレキの収集場所を5カ所確保し、処理を行ってまいりました。現在も緑川グラウンドを収集場所として処理を行っております。

一般廃棄物の処理は、御船町・甲佐町クリーンセンターが被災をしたため、復旧に6カ月を要することとなっております。したがって、宇城市の宇城クリーンセンター及び山都町の小峰クリーンセンターに処理を委託しております。

また、今後被災家屋の解体を行うにあたって、町内に一時仮置き場を設置し、廃棄物の処理に当たってまいりますけれども、今回の被害の状況を見たとき、町単独では処理できないことが予想されますので、町で処理しきれない廃棄物の処理について、熊本県と事務委託の協議を行うことについて、専決処分を行わせていただきましたので、災害救助費や災害復旧費の一般会計補正予算の専決処分と合わせて、今期定例会に承認案件として上程をいたしております。

被災された方の入浴施設につきましては、鮎緑の湯を町内の方には無料で御利用をいただいておりますほか、自衛隊の支援により、グリーンセンターにシャワー施設を4月19日から5月7日まで設置をしていただいたところでございます。

一方、被災者への各種支援制度として、応急仮設住宅への入居、住宅応急修理、被災者生

活再建支援金、損壊家屋の解体除去など、申込み受付や相談対応を継続して行っております。

また、社会福祉協議会においては、4月14日の前震時より、老人いこいの家において総合福祉センターの避難所に入りきれない避難者の方の対応を行っていただき、その後、27日にはボランティアセンターを設置し、多くの被災家屋の瓦やブロックなどのガレキの搬出作業などにも御協力をいただいております。

今後も被災者の住宅の確保、生活再建、仮設住宅入居者への心身のケアなどの被災者支援を迅速に進めてまいりますとともに、農業や商工業への支援などに取り組んでまいります。また、大雨のシーズンを迎え、土砂災害などの危険が高まることを十分に認識した上で、早めの避難の呼び掛けや災害対応も行っております。

このように、震災発生からの応急的な初期の震災対応につきましては、被災者の生活再建に向けた支援のステップまでは到達はしたものの、被災者及び町民の皆さんが一刻も早く安心・安全に暮らすことができる環境づくりへの加速化が求められる状況かと思っております。

今後は、被災者の生活再建に向けた支援を強力に推進するとともに、次のステップとして、将来にわたって安心・安全な生活環境を確保し、よりよい甲佐町を築くための復興対策を同時に講じていくことが重要ととらえ、創生を見据えた復興へと、題して「甲佐町復興指針」を5月21日に策定をいたしましたところであります。

本指針は、本町の早期復興を成し遂げていくために、現時点における基本的な考え方を六つの方針として示すものであります。六つの方針は、一つ目に復興に向けた町内組織体制方針として、震災復興への対応として、甲佐町震災復興対策本部を設置し、組織間の横断的調整を図りながら復興対策を強力に推進してまいります。

二つ目に、震災復興計画の策定方針として、被災地の面的な整備方針や将来への道筋を町民と一体となって復興計画として策定をいたします。

三つ目に、町民の生活再生、都市基盤の復旧方針として住宅の再建や生活支援、都市基盤の再生、医療福祉や被災者ケアなどを積極的に支援をいたします。

四つ目に、産業再生方針としては、農業をはじめとする産業基盤の被災により、地域経済の活力の低下が懸念をされる状況でありますので、産業再生・復興につきましては、単なる復興にとどまらず、更なる持続的な発展を目指し、対策を講じてまいります。

五つ目に、安全・安心に暮らせるまちづくり方針として、今回の経験を生かし、本町の持続的な発展に向けて防災体制の強化や防災拠点の整備等を進め、安全・安心に暮らせる町、災害に強い町を目指します。

六つ目に、応急対策の継続方針として、震災発生から迅速に対応している応急対策については、被災者の方々の生活再生の第一歩となることから、今後も引き続き取り組みを行い、早期に完了するよう努めます。

以上のように六つの復興方針としてお示しをしております。今後はこの復興方針に基づき、全町体制で復興対策に総力を挙げて強力に推進していくこととしております。

今回の震災の復旧・復興には、かなりの期間と多額の費用が必要になると予想されますが、町として総力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の御支援・御協力をお

願ひ申し上げまして、熊本地震に関する行政報告を終わらせていただきます。以上で終わります。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に御提案をいたしております案件は、承認案件が6件、報告案件1件、町道の路線廃止案件1件、町道の路線認定案件10件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件1件、補正予算案件2件の合わせて22件でございます。以下、各議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、承認第3号、専決処分の報告及び承認について御説明を申し上げます。この専決処分は、地方税法等の改正に伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第4号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、地方税法等の改正に伴い、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第5号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第6号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）であります。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,598万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億3,401万1,000円といたしております。今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国庫支出金、県支出金などの額の決定及び町債の借入額の確定による補正を行っております。歳出では、財政調整基金積立金及び機構集積協力金の確定による増減と、各事業の県支出金、県支出金及び地方債の確定に伴う財源内訳の変更などを行っております。

次に、承認第7号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）であります。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億1,387万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億7,833万7,000円といたしております。

今回の補正は、熊本地震に伴います災害復旧費及び災害救助費など、災害関連費用に充てるための予算を計上しております。

まず、歳出では、総務費に町有財産被災度区分判定調査委託料100万、被災者支援システム構築委託料100万円、町営バス運休対策補助金400万円などを追加しております。

民生費では時間外勤務手当1億2,501万7,000円、避難者用食料費871万1,000円、住宅応急修理費1億7,280万円、支援窓口ユニットハウス等リース料366万円、災害援護資金貸付金3,500万円などを追加しております。

衛生費では、解体撤去処理業務委託料8億7,150万円、災害廃棄物収集運搬処理業務委託料6億6,431万7,000円などを追加しております。

土木費では、宅地耐震化事業調査委託料1,300万円。

消防費では、防災行政無線受信アンテナなど445万円を追加しております。

教育費では、スクールバス運行委託料587万6,000円などを追加しております。

災害復旧費では、農業水産施設災害復旧費に1億750万円、公共土木施設災害復旧費に2億1,079万円、厚生労働施設災害復旧費に1,105万9,000円、文教施設災害復旧費に3,453万円、その他公共施設、公用施設災害復旧費129万3,000円を追加しております。

次に、歳入におきましては、地方交付税6億2,144万2,000円、国庫支出金で災害復旧費国庫負担金8,204万1,000円、災害等廃棄物処理事業費補助金など国庫補助金7億8,113万6,000円、県支出金で災害救助費負担金1億7,550万円、農地農業用施設災害復旧費補助金2,600万円、繰入金で財政調整基金繰入金5億4,065万7,000円、町債で災害復旧債5,210万円、災害援護資金貸付金3,500万円を追加しております。

次に、承認第8号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、平成28年熊本地震により特に必要となった町の災害等廃棄物処理の事務について、熊本県に委託協議を行う必要が生じたので、平成28年5月20日付けで専決処分をいたしたものであります。

次に、報告第1号、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。この報告は、平成27年度甲佐町一般会計予算において、年度内に執行できないものについて繰越明許費として設定したものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。款2、総務費の統合型地図情報システム構築事業ほか、12事業で総額4億5,947万円でございます。

次に、議案第26号、町道大坪道中線の路線廃止についてから議案第36号、町道サン・グリーンニュータウン線の路線認定についてまでの11議案について御説明申し上げます。

まず、町道大坪道中線は、路線の延長を行うため現在の区間を廃止し、新たに認定をお願いするものであります。また、緑町団地線、グリーン団地線、星の川団地線、緑川団地線、中川原緑川団地線、森の住宅線、北原団地線、サン・グリーンニュータウン線、芝原第一団地線の9路線は、新たに各団地内の道路について、町道路線としての認定を御議決をお願いするものであります。

次に、議案第37号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、御議決をお願いするものであります。

次に、議案第38号、甲佐町消防団員の定員・任免・服務等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本件は、消防団員の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づき御議決をお願いするものであります。

次に、議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,230万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億9,064万3,000円といたしております。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明申し上げます。総務費では、コミュニティ助成事業補助金に179万9,000円、甲佐町復興計画策定業務委託料に300万円など。衛生費では健康管理システム改修委託料54万円。農林水産業費では、緑町の木橋架け替え、水上休憩所改修工事設計委託料に153万円、同工事に510万7,000円。教育費では、生きる力を育む研究指定校事業に27万4,000円を追加しております。

次に、歳入につきましては、県支出金に研究指定校指定補助事業補助金10万円、繰入金に財政調整基金繰入金1,040万7,000円、諸収入にコミュニティ助成事業補助金179万9,000円を追加しております。

次に、議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億1,984万6,000円としております。

歳入では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金59万4,000円を追加しております。歳出では、共同電算事務委託料59万4,000円を追加しております。

以上、今期定例会に御提案をいたしております各議案について御説明を申し上げましたが、各議案の御審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、どうか適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど、提案理由の説明を申し上げました中で、議案第36号、町道の路線認定についてという議案が予定されております。その中で、この議案第36号につきましては、先ほど、町道サン・グリーンニュータウン線というふうに申し上げましたけれども、正確には芝原第一団地線でございますので、訂正をしてお詫びを申し上げます。

---

日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） それでは、日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、専決処分の報告承認について御説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。平成28年6月10日提出、町長名です。次のページをお願いします。専決処分書になります。

専第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。平成28年3月31日、町長名。記、1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例。提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いします。1ページから14ページが今回の税条例等の一部を改正する条例の改正条文になります。皆様のお手元に新旧対照表、また、税条例の読替え表、資料1といたしまして町税条例の改正趣旨をお配りしております。今回の改正内容につきましては、資料1に基づいて御説明という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（北畑公孝君） ありがとうございます。それでは、資料1、平成28年度町税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨について御説明申し上げます。

まず、1、延滞金の計算期間の改正です。平成29年1月1日施行となっております。修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合、不足額に対する延滞金の計算期間を一定期間控除することとなっております。

続きまして、法人住民税、法人税割の税率改正です。平成29年4月1日施行となっております。法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う改正となっております。これにつきましては、現行9.7%の税率が6%へ、これにつきましては、平成29年4月1日以降に対する事業年度からの適用となっております。

続きまして、軽自動車税、環境性能割の創設に伴う改正です。平成29年4月1日施行となっております。環境性能割、これは自動車取得時に賦課される税金となります。当分の間は県が賦課徴収し、町へ払い込むという形になります。環境性能割の税率につきましては、対象車で電気自動車から燃費基準に依りまして税率が定められております。税率につきましては、当分の間、本則税率は適用しないということとなっております。これにつきましては、消費税増税10%に伴いまして、自動車取得税の廃止ということで条例改正がなされております。先ほど説明いたしました法人住民税の法人税割の税率改正及び今回の軽自動車税環境性能割の創設に伴う改正につきましては、消費税率が2019年の10月まで10%に延期ということになりましたので、新聞報道等によりますと、法人住民税、法人税割の税率改正及び軽自動車税環境性能割につきましては、今後延期される見込みという報道も出ております。

続きまして、特定一般医薬品購入費の所得控除創設に伴う改正です。これにつきましては、



平成30年1月1日施行となっております。購入費のうち1.2万円を超える額を所得控除とするものです。上減額は10万円となっております。検診等又は予防接種を受けていることを要件に、本特例又は医療費控除をどちらかを選択するという形になります。特定医薬品につきましては、医師の処方箋を必要とする医薬品から、いわゆる市販薬に切り替わった医薬品についての新たな所得控除の創設となっております。

続きまして、固定資産税の特例措置延長に伴う改正です。これにつきましては、28年4月1日施行です。まだ、都市再生特別措置法に基づく固定資産税の特例措置につきましては、2年間延長されておりますが、これにつきましては、本件本町は該当ございません。九州では福岡市と北九州市が該当するものです。

続きまして、津波防災地域づくりに関する法律に基づく固定資産税の特例措置、これも4年間延長されておりますが、本町につきましては該当ございません。

続きまして、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置、これにつきましては、太陽光等2年間の延長となっております。

その他といたしまして、地方税法及び政省令の改正に伴う字句・引用条項等の改正を行っております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質問ありませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、国の地方税の変更によりまして我が町も変更するというところでございます。4月1日付けで行っておりますので、専決されたということで、この承認に対しては賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第3号、専決処分の報告及び承認について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、承認第4号について御説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第3号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。平成28年3月31日、町長名でございます。

記、1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。理由につきましては省略いたします。次のページをお願いします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項但書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項但書中「17万円」を「19万円」に改める。第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。第2条、改正後の甲佐町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。としております。

お手元にお配りしております資料のほうをお願いいたします。まず、新旧対照表と資料1といたしまして今回の改正の要旨をお配りしております。資料1を御覧いただきますようお願いいたします。まず、課税限度額の引上げに伴う改正といたしまして、医療給付費課税分につきまして、これまで限度額が52万円だったものが54万円、後期高齢者支援金等課税分につきまして、これまで限度額が17万円だったものにつきまして19万円、介護納付金の課税分につきましては、今回改正は行われておりません。

続きまして、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正といたしまして、5割軽減の対象となる世帯につきまして、これまでベースであります33万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数に26万円をかけておりました。これにつきまして26万5,000円となっております。2割軽減の対象となる世帯につきましても、同じく47万円をかけて所得を出しておりましたが、これにつきまして48万円というふうに拡充されております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 承認第4号、専決処分につきましては、地方税法の一部改正に伴う改正ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、承認第5号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、承認第5号について御説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いします。

専第4号、専決処分書、地方自治法179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。平成28年3月31日、町長名。

記、1、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。理由につきましては省略させていただきます。次のページをお願いします。これにつきましては、一部を改正する条例の改正条文となりますが、説明につきましては、お配りしております新旧対照表で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（北畑公孝君） それでは、新旧対照表をお願いいたします。左が改正前、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを引いております。改正前といたしまして、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出の部分につきましては、改正後、右のほうをお願いします。平成28年4月1日以降に、地方税法第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示又は同法第417条第1項後段の規定により通知がされる場合、というふうに改正されております。

左、改正前のほうをお願いします。平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出につきましては、改正後、右のほうをお願いします。同日前に公示等がなされた場合というふうに改正されております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。  
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、  
これも行政不服審査法の条例の一部の改正に伴うものでございますので、何ら異議なく賛成  
をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。  
これから承認第5号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認するこ  
とに決定いたしました。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、承認第6号 専決処分の報告及び承認についてを議題  
といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 承認第6号について御説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの  
でございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。専第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規  
定により、下記事項を専決処分する。平成28年3月31日、町長名でございます。

記、1、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）。次の次のページをお願いいたし

ます。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,598万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億3,401万1,000円としております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。平成28年3月31日、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款2、地方譲与税に268万9,000円を追加して5,969万円としております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。款3、利子割交付金から7万7,000円を減額し、102万3,000円としております。1の利子割交付金です。款4、配当割交付金に221万2,000円を追加して、371万2,000円としております。1の配当割交付金です。款5、株式等譲渡所得割交付金に297万2,000円を追加して、317万2,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。款6、ゴルフ場利用税交付金に57万9,000円を追加して、1,057万9,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。款7、地方消費税交付金に8,245万1,000円を追加して、2億845万1,000円としております。1の地方消費税交付金です。款8、自動車取得税交付金に403万8,000円を追加して、803万8,000円としております。1の自動車取得税交付金です。款11、交通安全対策特別交付金に7万6,000円を追加し、107万6,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。款14、国庫支出金に347万8,000円を追加して、10億1,656万6,000円としております。2の国庫補助金です。款15、県支出金から266万円を減額し、6億5,772万2,000円としております。2の県補助金です。款16、財産収入に8万9,000円を追加して、1,602万8,000円としております。2の財産売払収入です。款20、諸収入から6万5,000円を減額して1億2,923万2,000円としております。5の雑入です。次のページをお願いいたします。

款21、町債から980万円を減額して、4億6,334万1,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額59億4,802万9,000円に、8,598万2,000円を追加して60億3,401万1,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、総務費に596万6,000円を追加して、8億5,591万7,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。款3、民生費は財源内訳変更のため補正額は0円です。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。款5、農林水産業費から214万9,000円を減額して、3億2,117万9,000円としております。1の農業費です。款6、商工費から款10災害復旧費までは、財源内訳変更のため補正額はいずれも0円でございます。款6、商工費は1の商工費です。款7、土木費は1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。款8、消防費は1の消防費です。款9、教育費は3の中学校費、4の社会教育費です。款10、災害復旧費は1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。款13、予備費に

8,216万5,000円を追加して、1億216万5,000円としております。1の予備費です。歳出合計、補正前の額59億4,802万9,000円に8,598万2,000円を追加して、60億3,401万1,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1、変更です。事項が避難行動要支援者システム賃借料、期間が平成28年度から平成32年度まで。変更前限度額が240万円、変更後限度額が254万円です。次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1、変更です。まず、起債の目的が過疎対策事業。補正前の限度額2億7,720万円から840万円を減額し、補正後の限度額を2億6,860万円としております。次に、起債の目的が災害復旧事業、補正前の限度額が830万円から120万円を減額し、補正後の限度額を710万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ございません。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。何か質疑ありませんか。

質疑ございませんか。全部です。本予算全部です。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっと私が聞くとどうかなって思うところがあるけども、歳出で農林水産業費で、農業委員会のところで集積協力金がこれ減額になっておりますが、減額になった理由はわかります。じゃあ、これは私が局長に区っていいですかね、地区に入ることによってたと思うんですけども、現状はほとんどが法人さんのところにいつてるんじゃないかというふうに思いますが、そのへんの状況をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいま機構集積協力金の配分についてということで御質問でございますが、私も4月1日に産業振興課長になりまして、各地域にあります農業法人の総会に出席をさせていただいております。法人さんそれぞれで、経理が若干違っておりますが、配分をされたところ、また、法人さんによりましては、出資口数の増加で入ってきたものを基金に出資金として積立をされているということで、法人さんごとに若干対応が違っているというような状況でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 今、課長が説明されたように、法人によってそれぞれ使い方が違うというか、そういうことはわかります。それじゃもう一つ関連でお聞きしますが、これに係るその税制面は、税務課長、どういうふうになるんですかね。法人にいくのか、それとも、あくまでこれは個人さんが出資しとるわけだから、個人さんのほうに税金がいきやせんかなという危惧ばすつとだけど。税制面ではどういうことになりますかね。金が。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時23分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） すいません、お時間をとらせました。機構集積の協力金についての課税ということで御質問ですけれども、まず、法人に入った場合は法人の収入、法人から個人のほうにお金のほうが個人の収入になった場合は、個人の収入として課税の対象になると考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 承認第6号、専決処分の報告及び承認につきましては、一般会計の28年度事業が確定したというようなことで、歳入合計分を歳出のほうで積立金又は予備費ということで処理されておることにつきましては、何ら異議なく、この案件につきましては賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第6号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、承認第7号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 承認第7号について御説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分す

る。平成28年4月14日、町長名でございます。

記、1、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）。次の次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億1,387万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億7,833万7,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正によります。平成28年4月14日、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款10、地方交付税に6億2,144万2,000円を追加し、27億2,144万2,000円としております。1の地方交付税です。款14、国庫支出金に8億6,317万7,000円を追加し、20億1,854万1,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款15、県支出金に2億150万円を追加し、7億5,085万7,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。款18、繰入金に5億4,065万7,000円を追加し、9億6,708万4,000円としております。1の基金繰入金です。款21、町債に8,710万円を追加し、8億5,540万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額63億6,446万1,000円に23億1,387万6,000円を追加し、86億7,833万7,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、総務費に626万円を追加し、8億3,022万6,000円としております。1の総務管理費です。款3、民生費に3億6,421万1,000円を追加し、21億6,253万5,000円としております。3の災害救助費です。款4、衛生費に15億5,360万6,000円を追加し、21億7,495万1,000円としております。2の清掃費です。款7、土木費に1,300万円を追加し、9億5,093万3,000円としております。4の住宅費です。款8、消防費に445万円を追加し、2億4,598万5,000円としております。1の消防費です。款9、教育費に717万7,000円を追加し6億7,082万2,000円としております。2の小学校費、3の中学校費です。款10、災害復旧費に3億6,517万2,000円を追加し、3億6,517万6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から5のその他公共施設公用施設災害復旧費までです。

歳出合計、補正前の額63億6,446万1,000円に、23億1,387万6,000円を追加し、86億7,833万7,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、追加です。まず、起債の目的が災害復旧事業、限度額が5,210万円、起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還若しくは低利債に借り換えすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法については説明を省略させていただきます。



次に、起債の目的が災害援護資金貸付金、限度額が3,500万円としております。計で限度額が8,710万円です。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部について質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 11ページです。衛生費ですね。11ページの衛生費です。この解体撤去処理業務委託料とか災害廃棄物、これが8億7,000万とか6億6,000万とかありますけれども、今、これはこの解体とかなんかはどれぐらい進んでいるのかと。どれぐらいの見通しとか、そのようなものわかりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 損壊家屋の解体撤去等につきましては、国の災害廃棄物処理事業というのに基づいてやらせていただくことしておりますが、現在はまだ受付の段階でございまして、受付、現在昨日までで終わっている件数ですけれども、申込み者の実人数が230人、そのうち家屋、お住まいの部分、住家につきましては157棟、小屋等の非住家につきましては156棟の受付を行っております。そのほかに、個人で業者さんに依頼されて解体が済んだという申出が10件ほど寄せられております。全体的な見通しとしましては、当初、住家を400棟ほど、非住家を400棟ほど見込んでおりましたが、今のところ、どこまで伸びるかというところです。現在のところ、半分ぐらいは来られているんじゃないかなということで、300、300ぐらいで落ち着くんじゃないかと予想しているところですが、半壊の家屋の方が結構悩まれているところが多いもので、ちょっと甘い見通しになっているかもしれません。

解体の時期につきましては、6月の20日を解体開始という目標にして、今、町で解体した廃棄物を一時的に置く一時仮置き場の整備を行っているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） では、大体解体は6月20日ごろからということですか。これは業者さんはどれぐらいおられるとですかね。そして、6月20日からどれぐらいの期間内にそれを解体とかされようと思ってるんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 解体の実際の工事につきましては、熊本県解体工事業協会と熊本県建設業協会の合同チームに委託することとしております。県内で400チームほど編成されると聞いておりますが、予想としましては、甲佐町に20チームほど入っていただけるものと思っております。1軒のお宅を解体するのに1週間から10日かかるそうですので、仮に10日としますと、20チームで1日2軒ペースから思われますので、20チームがずっと作業したとして、300軒で150日、ちょっと甘い見通しかもしれませんが、そのように考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 14ページですかね、災害復旧費の公立学校施設災害復旧費の中の乙女小学校の体育館、それから校舎の委託料というのが組まれております。この予算についての質問でございませぬ。関連で、やっぱり地元の議員でございませぬので、乙女小学校、まだその調査委託かけてるからわからないと思ひませぬけども、今の現状と、それから今後の見通し。今現在、わかっている範囲で結構でございませぬので、地元の方も非常に心配しておられますので、そのへんお聞かせ願えればと思ひませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今から宮川議員の質問に答えさせていただきます。

乙女小学校につきましては、今月の2日に文科省のほうから調査に入らせていただいております。体育館及び校舎等を調査していただきまして、今その結果を待っている次第でございませぬ。

体育館につきましては、多少ちょっと被害が大きく、今、どのように改築するかというのを今検討しているところです。校舎につきましても、一応建替え等は必要はないだろうという意見を聞いておりますので、結果を待ちまして補修を早急に行きたいと思っております。

学校ですけれども、学期途中でまた戻すというのはなかなか厳しいですので、今の段階では、1学期は今中学校で授業させていただきますので、2学期から入れればなというところで、今検討はしているところでございませぬ。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 今おっしゃったように、2学期からというふうに予定されとるんですけれども、それじゃ、ここにスクールバスの委託料、それも乙女小学校だと思ひませぬけれども、これもそのへんの予算立てされとるわけですか。1学期分ということで。ちょっと。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） スクールバスにつきましても、一応1学期を見通したところで予算を計上させていただきますので、以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） 13ページです。款10の災害復旧費です。ちょっと金額の多いのを今日は質問させていただきます。この目の1、公共土木施設災害復旧費と2の応急災害復旧、この応急災害復旧費というのは、もう既に終わるとるわけでしょう。それから、この1の工事請負費の1億2,300万、これはどこの工事とか、そういうのはわかりますか。これは全体であがっているのですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。まずは、この応急災害復旧事業費の工事費ですけれども、これは被災当時に道路に落ちましたガレキ等の撤去

若しくは崩土等の除去、それと急傾斜地の、免の山のほうの急傾斜等の応急工事対策費となっております。

それと、目の1の工事請負費ですけれども、1億2,300万円は、これは災害復旧工事費の、現在通行止めをしております坂谷線、松ヶ崎妙見谷線、あるいは下田口線等の緊急に工事をする必要のある箇所の工事費を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 13ページの災害復旧の件ですけれども、農業関連で上げてありますけれども、この熊本地震は激甚災害ということでありますが、地元負担あたりの関係がどのような負担が出てくるのかちょっと心配なので、そのあたりをお答え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農業災害につきましては、必ず受益者負担というのがついてきます。議員御存知のとおり、今回、激甚災害を受けておりますので、補助率のほうはかなり高額補助になりますが、それぞれ事業箇所ごとに設計をして工事をしないと、最終的な率は確定しないという方式になっておりますので、一律に大体何パーセントになりますというお答えはちょっと難しいんですが、通常の農業災害と比べれば、非常に高額な補助率になるということをお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

7番。

○7番（宮川安明君） 今の1番議員の質問に関係ありまして、非常に今、課長の答弁にあったように、今度災害ということで、国のほうもしっかりした支援をして、町も13日だったですかね、説明会をする、その中で説明されると思うんですけど。

そこでお聞きしたいんですけども、これでいきますと9割ということ国はうたっております。国が5割、県が2割、町が2割というところでございます。その、私が聞きたいのはその町が2割という部分でございます。そのへんのところの対応は町として本当に2割大丈夫なのかということでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいまの宮川議員の御質問は、被災農業者向けの経営体育成支援事業の補助についてということでお答えさせていただきたいと思います。

この経営体育成支援事業につきましては、ただいま議員のほうからありましたとおり、国が5割、県が2割、町が2割ということで、農業者個人の被災されました方に、農機具、農業用施設等の助成をするという事業でございます。

来週の13日から各地域ごと集まってお聞きいただきまして説明会をして、その中でどれだけの希望が出てくるのかというのがありますが、基本的に2割の町の上乗せをするということで、町長と打ち合わせを進めているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） わかりました。町長とは打ち合わせしてるけど、それじゃ、国からはそれについては何か、総務課長、裏というか、一応特別に何か是正、返ってくるのかな、その2割というのは。国が。そのへんは確認できてるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいまの町負担の2割分の裏打ちがあるのかという御質問ですが、当初、この制度についても県のほうから何回となく説明があっております。その中で、特交で見ますよというようなお話はあっておりますが、特交で何割見ますという限定的なお話はあっていないところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 現実はそのようなことでしょうけども、町長、そのへんは是非こう見ていただきたいということでございますが、なかなか難しいこと。ちょっと休憩してもらえんですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの件ですけれども、郡内の動向を見てみますと、本町と同じような考え方でやっていこうというようなことで歩調を合わせるようなことを今進めておりますので、国等の要望の中でも、本件だけじゃなくてたくさんありますんで、そういうところも含めながら、いろんな団体通じて、町村会でありますとか、いろんな関係機関もありますので、一緒になってそういった要望活動もやっぱりやっていかないと、なかなか自治体の財源的には非常に厳しいところもありますので、積極的にお願いの要望をしていきたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今の関連で質問させていただきます。13日から説明があるということで、この13日から13、14、15、16、何日かあると思えますけれども。大体その、どれぐらい来られてどれぐらいの、全然見通しはつかんとですかね。それとも、ある程度そのいろんなお話を聞かれてからのこの補正に上げて、どうなんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 今回、この13ページで農業関係の災害復旧関係の補正をお願いしておりますが、ただいま説明いたしました補助関係につきましては、まだ予算措置は今後、次の補正でお願いをするということで、この予算には上がっておりません。どれくらいかというのは、先ほど議員さんのほうからもありましたとおり、ちょっと説明会に何人

来られるのか、また、農家の方が補助対象になるだろうということで来られても、いろいろ条件がありますので、補助対象にならないような御相談もあるというふうに考えております。件数については、今のところ全然わからないというような状況でございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番(本田 新君) 承認第7号、専決処分の報告及び承認でございますが、数字を見てもみますと、23億円という補正額であります。私も議員17、8年やっておりますが、初めてのことでございます。また、この地震、何百年目なのかというようなことが今回熊本に起こり、また、我が町でも大変な災害が出ております。ただ、新聞等あたりで見てもみますと、我が町の町長はじめ職員の方々が一生懸命頑張られたというのが随所に見られて、ほかの町よりも我が町のほうはかなり進んだことが初期対応としてあつとります。町民の一人として、この場を借りて厚く感謝を申し上げたいと思います。

ただ、これはあくまでも初期でございます。これからが本当の復旧復興が始まります。これからお一層御尽力のことをまたお願いをしたいというふうに思っております。町民一人一人の身になって、是非とも頑張ってくださいたいことを合わせてお願いをいたしまして、この承認第7号につきましては賛成をいたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから承認第7号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

昼食のために、しばらく休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

---

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

---

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、承認第8号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 御説明申し上げます。承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第7号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。平成28年5月20日、町長名でございます。

記、1、災害廃棄物処理の事務の委託協議について。理由については省略させていただきます。次のページをお願いします。

災害廃棄物処理の事務の委託協議について。甲佐町は、地方自治法第252条14第1項の規定に基づき、町の災害等廃棄物処理の事務を委託するため、次の規約の案により熊本県と協議する。

甲佐町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約（案）。委託事務の範囲、第1条、甲佐町は地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下、委託事務という。）の管理及び執行を熊本県に委託する。

管理及び執行の方法、第2条、委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則、その他の規定（以下、条例等という。）の定めるところによる。

経費の負担等、第3条、委託事務の管理及び執行に要する経費は甲佐町が負担する。2項、前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、甲佐町と熊本県とで協議して定める。第3項、委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、甲佐町と熊本県とで協議して定める。

条例等の制定改廃の場合の措置、第4条、熊本県は委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し又は改廃しようとする場合は、あらかじめ甲佐町に通知するものとする。

補則、第5条、この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲佐町と熊本県とで協議して定める。

附則、この規約は平成28年5月20日から施行する。

次のページの資料に基づきまして、簡単に説明させていただきます。まず、基本的な考え方でございますが、災害廃棄物の処理につきましては市町村の役割とされておりますが、熊本地震の発生によります多量の災害廃棄物の発生を受け、第二次仮置き場の設置運営について、熊本県に事務の委託を行い、処理を進めるものでございます。

根拠でございますが、この事務委託は地方自治法第252条の14第1項に基づくものでございます。同法第252条の14第3項の規定により、同法第252条の2第3項の規定が準用されますことから、事務の委託協議につきましては、議会の議決を要するということになります。

なお、協議につきましては、協議を行った5月20日付けで熊本県から同意をいただいていることを報告いたします。

次に、県に委託する事務の範囲及び委託に要する経費について御説明させていただきます。県に委託します事務でございますが、二次仮置き場に搬入した廃棄物の処理、分別、破碎、処分になります。費用につきましては、1、災害廃棄物の処理費用、2、第二次仮置き場の整備費用、3、施行管理等の管理業務費となります。この費用は、県に委託を行う各市町村の持込み料で按分して支払うこととなります。この二次仮置き場を利用することになっております市町村名でございますが、益城町、西原村、南阿蘇村、嘉島町、宇土市、甲佐町、1市4町2村となっております。その下に、県に事務委託をする範囲について、点線に囲ったところが県にお願いするところということでイメージ図を添えさせていただいております。

町内に設けました一次仮置き場で処分が追いつかなくなった分を、県が設置する二次仮置き場に持ち込ませていただくということになっております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この資料の中で、町内の仮置き場というのは、今、緑川グラウンドでいろいろやっとなるけど、これがずっと続くのかどうなのか。それと、これは大体期限として、何かどうなるかわからんけども、大体どれくらいの期限を考えておられるのかお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 町内に設けました災害ごみの仮置き場について説明させていただきます。現在、緑川グラウンド1カ所を開設しておりますが、これについては、持ち込まれるごみの量とか人数あたりを見ながら、閉鎖時期については考えたいと思っておりますが、3カ月程度は少なくとも続けていくことと考えております。もう少し多分長くなると思っておりますけれども。

それと、別に家屋解体の仮置き場は今準備を進めておりまして、西寒野に民有地を借りまして、仮置き場とする予定でおります。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時09分

再開 午後1時09分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 失礼しました。緑川グラウンドにつきましては、現在、町が行う解体に先行して、個人が業者さんに頼まれた家屋等の解体廃棄物も持ち込まれている状況ですが、町が本格的に解体を始めました個人による解体のほうは、できるだけ控えていただくようお願いしようと思っているところです。

この事業そのものが環境省による災害廃棄物処理事業というのでございまして、あくまで町が実施主体となっていくものに対して補助が出されるというものでございます。ただ、町が始める前に個人さんが業者さんと契約された分については、それについても費用を基準内であれば認めようとなっておりますので、そういったごみは緑川グラウンドで引き受けていただいて、町が一括で業者に頼んで解体するごみは、西寒野に設ける一次仮置き場で集積しまして、処分のほうに行くようにしてるんですけども、追いつかなくなってきた分を県が益城町に建設しております二次仮置き場に持ち込むという計画でおります。

こちら、町による解体ですが、先ほど、150日ほどで早ければという御説明をさせていただきましたが、実際は申込みが遅いものも考えられますし、来年ぐらいいままで食い込む部分もあるのかと考えておりますので、新しい仮置き場については、来年の何月かまでは使う予定でおります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 今いろいろ、解体についてはいろいろ問題が起きているということはよく耳にしますけど、それは置いといてですよ、私がちょっと心配したのは、今の緑川のあるそのグラウンドの所は、いつごろまでぐらいはやりますよ、続けますよ、また、自治体の解体は、今、いろんな方々が罹災証明書を受けて、それからいろいろ家の資金繰りとかいろいろ考えられて、それからいろいろ考えられると思います。その大体の期間、例えば、1年以内にいろいろ考えてくださいよとか、2年以内でひとつお願いしますとか、そのある程度の目安というか、その期間というのはないのかなという思いがあって、ちょっと質問してみたんです。それについてはどうでしょう、期間内、どれくらいの期間内に甲佐町民の方は決断したらいいんでしょうか。そういったのは大体できますか、今。お答えできないならわからないで結構ですけども、お答えできる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えします。災害廃棄物の仮置き場につきましては、住民の方々の要望をできるだけ聞きながら、閉鎖時期については考えていきたいと思っております。先ほど、3カ月を目途にと申しましたが、要望があれば年度内、要望がもっと続くようであれば、来年度までということも考えられますが、グラウンドということもありまして、返さなければならぬこともありますので、その量が減ってきましたら、また別の場所ということも考えながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 関連で、今、解体は、今年か来年まで入るということで、やっぱその解体のどういうふうな順序というたら、その地区別にするとか、その結構倒れてるのからするのかとか、それはどういうその、今から半年以上かかるとは思いますけども、そういう



のは順番というのはどういう方法なんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 解体の順番でございますが、一番に優先するのは、倒壊しかかっている、第三者や道路などに悪影響を及ぼす可能性があるという所を最優先にさせていただいて、次に、被害が大きかった地域を面的に取り組んでいくということ。それと、建替えを急がれている方についても、要望をお聞きして、業者さんとの契約書等がありましたら、そのへんについても早めに行うように検討させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 承認第8号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、今まで質疑をしてまいりましたように、災害廃棄物処理が円滑に進みますことを念じまして、本議案につきましては賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第8号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することと決定いたしました。

---

## 日程第12 報告第1号 平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、報告第1号、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告する。

記、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。款2、総務費、項1、総務管理費、事業名が統合型地図システム構築事業、翌年度繰越額が1,600万円です。同じく、事業名が情報セキュリティ強化対策事業、翌年度繰越額が1,350万1,000円です。同じく、地方創生加

速化交付金事業、翌年度繰越額が3,097万円です。項3、戸籍住民登録費、事業名が地方公共団体情報システム機構交付金事業、翌年度繰越額が270万9,000円です。

款3、民生費、項1、社会福祉費、事業名が年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、翌年度繰越額が6,356万2,000円です。項2、児童福祉費、事業名が放課後児童クラブ勤務環境改善事業、翌年度繰越額が50万円です。同じく、事業名が多子世帯・ひとり親等保育料軽減事業、翌年度繰越額は81万円です。

款4、衛生費、項1、保健衛生費、事業名が総合保健福祉センター改修事業、翌年度繰越額が5,854万3,000円です。

款5、農林水産業費、項1、農業費、事業名が地方創生加速化交付金事業、翌年度繰越額が892万円です。同じく事業名が担い手確保経営強化支援事業、翌年度繰越額が1,307万2,000円です。

款6、商工費、項1、商工費、事業名が地方創生過疎化交付金事業、翌年度繰越額が1,450万円です。

款7、土木費、項2、道路橋梁費、事業名が道路新設改良事業、翌年度繰越額が2億3,568万3,000円です。

款9、教育費、項3、中学校費、事業名が中学校修繕事業、翌年度繰越額が70万円です。

合計の翌年度繰越額が4億5,947万円です。平成28年6月10日提出、町長名です。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 繰越明許費の中の総合保健福祉センター改修事業、これは5,854万3,000円ということですが、改めて何の事業であったか、ちょっと報告をお願いしたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答え申し上げます。この事業につきましては、まず最初に、シャワーユニットを2基設置いたしまして、お風呂がない方又はお風呂が故障しておられる方のために2基設置して、その後、お風呂を閉鎖するというような事業でございます。その改修費用でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 3月議会において、今、所長からお話があった事業を行うということが決まっておりますが、私もその一般質問の中で言いましたように、万が一の避難場所として鮎緑があると。その中でお風呂があるかないかではですね、やっぱり避難された方にとってだいぶお風呂があることがためになるんじゃないかということで、残す方向を考えからどうかというお話をしましたが、実際その考えてもいなかったような熊本地震が発生して、鮎緑の湯はですね、一時、1,000名を超える方が利用されたと。しばらくは数百名単位で利用があって、今でも100名を超える方が毎日利用されてるということで、この決定をした時点とその後の状況はやっぱり全然違ってるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だか

らその、決定されたことではありますが、やはりこの鮎緑の湯のあり方については、もう、考えをもう一回考え直してみたらどうかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この鮎緑の件については、これまでもずいぶん意見のやり取りをさせていただいたところであります。最終的には議員も御存知のとおり、議会の御承認をいただいて、改修をやって別の角度で鮎緑を活用を考えていこうということに既に決定をしております。

おっしゃるとおり、浴室があるに越したことはないかとも思います。今回の震災の後の対応については、おっしゃるとおり、被災者におかれましては、非常にその点は町としても対応ができたように思いますけれども、町外からの御利用の方も、結構数字を見えますとおられるわけなんです。ですから、その数字をもってどうこうということは、また違った考えなのかなというふうな思いはあります。

それと、いざ災害があったときの救援については、今回も御存知のとおり自衛隊のほうからシャワー室等の応援もいただきましたし、また、ほかの町村、被災された町村においては、お風呂の支援もされたということで、いざなんどきといった場合には、そういった対応も、本町でそういう災害が発生した場合には対応していただけるものというふうに思っておりますので、予定しておりますとおり、この鮎緑の浴室改修、それから健康活動につなげていくといった考え方については、変化はございません。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） もう一度だけなんですけども、やはりこのお風呂があったことで、町長もおっしゃったように、町外の方もたくさん利用されて、町内外かなりの方が利用されて、やっぱりあそこの担当の職員さんにお聞きしますと、やはりこのお風呂を残していただいたということに、かなり感謝の気持ちを言っていかれる方もいらっしゃるそうです。それに対してはやっぱり、町長に対しても、お風呂を残していただいて感謝するという言葉もあったと。そういった意味では、今でもこの災害後のお風呂がない状況について、やっぱり被災者はまだ困っておられる方もいらっしゃるというのが新聞報道等では出てきますけども、私はもう、この災害がやっぱりこの問題をちょっと考え直す機会になるのかなというふうに思いましたので発言をしました。以上です。

（「議長、すいません、休憩をお願いしていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時26分

再開 午後1時32分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

何かほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第1号、平成27年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

日程第13 議案第26号 町道の路線廃止について

日程第14 議案第27号 町道の路線認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、議案第26号、町道の路線廃止について及び日程第14、議案第27号、町道の路線認定についてにつきましては、同一路線に関連しておりますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは御説明申し上げます。

議案第26号、町道の路線廃止について。道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、大坪道中線、起点から終点、甲佐町大字緑町字大坪31番地1先から甲佐町大字仁田子字道中376番地先、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第27号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、大坪道中線、起点から終点、甲佐町大字緑町字大坪から甲佐町大字仁田子字道中、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明につきましては、別紙資料の航空写真を参考にしながら御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、説明資料の1ページを御覧ください。今回の町道大坪道中線の廃止認定の議案につきましては、現在の終点部分から町道岩下益城橋線に接続するまでの区間、航空写真で言いますと緑色の区間です。追加区間につきましては、既設路線と同様に生活道路として利用されております。また、道路路線につきましては、平成6年度に用地を買収いたしまして、水路等の整備を実施し、現在は町有道路として管理をしております。

今回、130メートルを新たに追加することに伴いまして、終点の変更となりますので、青色で示しております旧路線744メートルを廃止いたしまして、新たに赤い色で示しております874メートルを町道認定するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

質疑ございませんか。26号、27号、廃止から認定についての質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本来、討論及び採決については、標準町村議会会議規則では、

1件ずつのほうがよいというふうに解されておりますが、本2案は同一路線に関連しておりますので、一括で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。これで討論を行います。

本2案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本2案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第26号並びに議案第27号につきましては、路線の廃止及び認定ということで関連がありまして、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第26号、町道の路線廃止について及び議案第27号、町道の路線認定について、以上2件について一括採決いたします。

本2案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本2案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第28号 町道の路線認定について

日程第16 議案第29号 町道の路線認定について

日程第17 議案第30号 町道の路線認定について

日程第18 議案第31号 町道の路線認定について

日程第19 議案第32号 町道の路線認定について

日程第20 議案第33号 町道の路線認定について

日程第21 議案第34号 町道の路線認定について

日程第22 議案第35号 町道の路線認定について

日程第23 議案第36号 町道の路線認定について

○議長（緒方哲哉君） 続きまして、日程第15、議案第28号、町道の路線認定についてから日程第23、議案第36号、町道の路線認定についてまで、以上9件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第28号から議案第36号まで、一括して説明させていただきます。

議案第28号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、緑町団地線、起点から終点、甲佐町大字緑町字中野から甲佐町大字緑町字中野、

重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。平成25年に酒六跡地に町が整備しました10区画の宅地分譲地内の道路で、現在は住宅も建ち、生活に欠かせない道路であります。赤色で示しています団地内の道路105メートルを今回町道として認定するものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第29号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、グリーン団地線、起点から終点、甲佐町大字仁田子字立野から甲佐町大字仁田子字立野、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の3ページをお願いします。グリーン団地内の道路は、平成16年4月に甲佐町のほうに寄付がなされており、町が所有する道路となっております。団地中央を通る道路は、町道中野立野線として町道として現在管理を行っておりますが、写真で示しております赤色の部分の道路213メートルを今回町道に認定するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第30号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、星の川団地線、起点から終点、甲佐町大字有安字向川原から甲佐町大字有安字向川原、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の4ページをお願いいたします。この団地は、グリーンパル甲佐グラウンドゴルフ場横にあります星の川団地地内の道路であります。この道路は平成9年12月に町に寄付がなされており、現在は町が所有する道路となっております。航空写真の赤い部分548メートルを今回町道に認定するものであります。

続きまして、議案第31号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、緑川団地線、起点から終点、甲佐町大字下横田字中川原から甲佐町大字麻生原字中川原、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の5ページをお願いします。下横田地区に分譲されました緑川団地は、平成16年9月に道路部分の寄付がなされ、現在は町が所有している道路となっております。団地中央部の青色の部分が町道作替内田線であります。起点をその町道作替内田線から団地内を周回する道路と、新たに整備されております6区画の道路と合わせまして、今回、赤い部分の色となりますが、927メートルを町道に認定するものです。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第32号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

す。

路線名、中川原緑川団地線、起点から終点、甲佐町大字下横田字中川原から甲佐町大字麻生原字中川原、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の6ページをお願いいたします。この路線につきましては、昨年度完成しました麻生原中川原地内の22区画の団地と緑川団地を接ぐ路線となっております。道路につきましては、平成28年1月に、寄付により町が所有する道路となっております。起点を町道作替内田線から22区画の団地内の道路を含み、緑川団地までの赤い線で示しております573メートルを今回町道に認定するものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第33号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、森の住宅線、起点から終点、甲佐町大字田口字平ノ上から甲佐町大字田口字平ノ上、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の7ページをお願いいたします。この路線につきましては、田原地内の県道小川嘉島線沿いの分譲住宅地内にあります道路であります。平成13年10月に寄付がなされ、町が所有している道路です。起点、終点ともに県道小川嘉島線に接続しており、今回、210メートルを町道認定するものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第34号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、北原団地線、起点から終点、甲佐町大字府領字北原から甲佐町大字府領字北原、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の8ページをお願いいたします。府領北原団地の道路につきましては、平成19年6月に寄付により町が所有する道路となっております。団地内の道路を赤い線で示しますように、起点側を町道府領城南線に接続し、団地内を回る路線となっております。今回、この赤い部分766mを町道認定するものでございます。

続きまして、議案第35号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、サン・グリーンニュータウン線、起点から終点、甲佐町大字早川字蓮町から甲佐町大字早川字蓮町、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料9ページをお願いいたします。この路線につきましては、北早川地区の九州ネットワークケーブル株式会社の近くにあり分譲住宅内の道路でございます。平成11年5月に寄付により町が所有している道路となります。起点、終点ともに、町道中早川北早川線に接続しており、団地中央部を通る路線で、今回、115メートルを町道認定するもの

でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第36号、町道の路線認定について。道路法第18条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成28年6月10日提出、町長名でございます。

路線名、芝原第一団地線、起点から終点、甲佐町大字芝原第二から甲佐町大字芝原字芝原第二、重要な経過地はありません。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の10ページをお願いいたします。この路線につきましては、平成17年2月に寄付を受けて甲佐町が所有している道路でございます。起点、終点を町道八丁吉田線に接続しており、航空写真で言いますと赤色の部分、甲佐町管内の道路を認定するものでございます。今回は芝原第一団地内の201メートルを町道認定するものです。よろしくお願ひします。

今回御提案いたしました9団地の町が所有する道路につきましては、住民の生活に直結した道路であり、町道として認定し、管理していくことが必要だと考え、今回、町道認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） 議案第31号でございます。緑川団地線、この起点終点とありますけれども、下横田字中川原ですかね。で、麻生原字中川原。これはどこからどこを言うわけですかね、この航空写真のところで。やっぱ、何というか、竜野地区の人たちは、下横田は宅地ということで、麻生原というと何か乙女地区のような感じがするんですけどもね。だから、実際、このへんで言いますと、どこからどこへんがそうになっているのかということですね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 御説明申し上げます。まず、大字麻生原中川原につきましては、今回22区画団地が整備されました星の川の団地の下の部分のほうから、すいません、失礼しました。緑川団地の下の22区画の団地が整備をされました所が、麻生原の中川原の地域となっております。下横田中川原につきましては、現在、緑川団地の起点の部分からずっと現在住宅が建ち並ぶ所を下横田地区の中川原というあたりになっているというふうに思います。

ちょっと麻生原の中川原と下横田中川原と有安中川原が入り込んでいまして、なかなか地図にて説明が難しく、御了承ください。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 今度、地元の方がですよ、これを字図変更とかもしも言われた場合は、出来るわけですかね。なんか住所もそうやって、なんか地元の人でもあんまりわからないような状態やったら、もしも、地元の方がこれはなんか統一したほうがいいんじゃないとか、そういうのがあった場合はどう考えているわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。



---

休憩 午後1時55分

再開 午後2時08分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号、町道の路線認定から議案第36号、町道の路線認定についてまで質疑を行っております。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど、福田議員の御質問の字界についてですが、今回の地図では、詳細な区分につきましてはわかりませんので、字界がわかる図面を後ほど提出することで御了解をいただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございせんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今回の町道認定については、団地ということで比較的新しい団地もありますし、それなりの年数が経っているものもあると思うんですが、今回、一括して町道認定をするというふうになった経緯はどういったことでしょうか、お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回、団地内の町有道路を町道認定する経緯につきましては、町有道路ということで道路法の道路ではないということで、しかし、町が管理するというので、町の一般財源を持ち出ししまして、今まで維持管理を行ってきましてけれども、道路法の町道という認定をすることにより、管理区分が明確になり、また、国の交付金事業とか災害復旧事業等の事業を受けることができますので、今後、管理するに当たりまして、町の一般財源等の持ち出しが少なく済むような有利な方向になるために、今回、町道認定をするものでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論及び採決につきましては、議案ごと1件ずつ行いたいと思っております。

まず最初に、議案第28号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第28号、町道の路線認定につきましては、やはりそれぞれの団地の中で認定していただくことによって地域の方も喜ばれるし、今回の熊本地震みたいなようなことが今後起きらんともしませんが、町長の行政報告の中で申された、より

一層の安心・安全のまちづくりというようなことの第1ページにもつながるんじゃないか  
と思い、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第28号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

○12番（中村幸男君） 議案第29号、町道の路線認定についてにつきましても、同じ理由  
で賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第29号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

次に、議案第30号、町道の路線認定の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

○12番（中村幸男君） 議案第30号、町道の路線認定についても、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第30号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしま  
した。

次に、議案第31号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番。

○3番（荒田 博君） 議案第31号、町道の路線認定についてでございますけれども、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第31号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第32号、町道の路線認定でございますけれども、町有道から町道の認定でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第32号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番。

○7番（宮川安明君） 議案第33号、町道の路線認定についてでございますが、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これから議案第33号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第34号、町道の路線認定についてでございますが、これにも異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これから議案第34号、町道の路線認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第35号、町道の路線認定につきましては、この路線につきましても何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これから議案第35号、町道の路線認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、町道の路線認定についての討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第36号、町道の路線認定でありますけれども、芝原第一団地線、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第36号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 議案第37号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第24、議案第37号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第37号について御説明を申し上げます。

議案第37号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとするものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。提案理由は省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。甲佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。第1条、甲佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。第6号、職員の退職管理の状況。第3条中、第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。第2号、職員の人事評価の状況。甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。第2条、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。第1号中、第24条第6項を第24条第5項に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして、第1条で甲佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行い、第2条で甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。

まず、第1号でございますけれども、次のページをお開きいただきたいと思います。甲佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の新旧対照表で御説明を申し上げます。

第1条につきましては、地方公務員法の第58条の2の人事行政の運営等の状況の公表についての規定中、勤務成績の評定の状況が削除され、新たに人事評価と退職管理の状況を公表する規定が追加されたことに伴いまして、本条例の一部を改正をしております。

左側の現行欄の第3条第6号のアンダーライン部分を、及び勤務成績の評定を削りまして、右側の改正案の欄のアンダーライン部分の第2号、職員の人事評価の状況と、第7号、職員の退職管理の状況の規定を追加しております。

次のページをお願いいたします。第2条につきましても、同じく地方公務員法の一部改正が行われておりまして、こちらは地方公務員法の第24条第2項が削除されたことに伴いまして、同条第6項が第5項に繰り上げられたことに伴いまして、その部分を引用しております甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第37号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、提案理由にありましてとおり、地方公務員法の一部改正に伴いということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第37号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第38号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正 について

○議長（緒方哲哉君） 日程第25、議案第38号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

議案第38号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正することとするものでございます。平成28年6月10日提出、町長名でございます。提案理由は省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、495人を489人に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

今回の条例改正につきましては、毎年度、団員の実数に合わせて定員数を改正しておるものでございます。今年度は団員が6名減少したため、改正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第38号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてでございますが、消防団員の減少ということにより条例の改正になっていると思います。なので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第38号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第39号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第26、議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第39号について御説明を申し上げます。

議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,230万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億9,064万3,000円としております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款15、県支出金に10万円を追加し、7億5,095万7,000円としております。2の県補助金です。款18、繰入金に1,040万7,000円を追加し、9億7,749万1,000円としております。1の基金繰入金です。款20、諸収入に179万9,000円を追加し、4,495万円としております。5の雑入です。

歳入合計、補正前の額86億7,833万7,000円に1,230万6,000円を追加し、86億9,064万3,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、総務費に485万5,000円を追加し、8億3,508万1,000円としております。1の総務管理費です。款4、衛生費に54万円を追加し、21億7,549万1,000円としております。1の保健衛生費です。款5、農林水産業費に663万7,000円を追加し、3億686万9,000円としております。1の農業費です。款9、教育費に27万4,000円を追加し、6億7,109万6,000円としております。2の小学校費です。

歳出合計、補正前の額86億7,833万7,000円に1,230万6,000円を追加し、86億9,064万3,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。1、追加です。事項が災害廃棄物処理業務委託料、期間が平成29年度、限度額が4億2,180万円です。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出全部についての質疑をお願いいたします。まず最初に歳出全部についての質疑をお願いいたします。8ページから9ページです。8ページから9ページ、歳出全部についての質疑をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 8ページです。一番上です。目の企画費、コミュニティ助成事業補助金、これはどちらの行政区ですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） 今回お願いしておりますコミュニティ助成事業につきましては、竜野地区の中横田区になります。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 各行政区から申し込みがあったかと思えますけれども、大体どれぐらい申し込みがあって、これは順番的なものかとか、そういうのはありますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） 今回のコミュニティ助成事業につきましては、昨年度の10月ぐらいに各地区のほうから申込みを受け付けて締め切りしまして、2地区から申込みがっております。その内1地区が採用されたということで、採用につきましては、県のほうで優先順位を付けていただいて採用というふうになっております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 同じく8ページの災害義援金配分委員会というのがありますが、



その構成と、既に自治体によっては義援金の配分が決定されたという情報も載っておりますが、町においてはどういうふうにするのかと、もしもよろしければと思ひまして質問しました。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 甲佐町の義援金配分委員会の構成ですけれども、今、構成といたしまして、副町長、総務課長、企画課長、会計管理者、福祉課長、くらし安全推進室長、それと社会福祉協議会の事務局長、甲佐町の区長会の会長、甲佐町民生委員・児童委員協議会の会長、以上9名で構成をしています。

また、配分につきましては、来週この配分委員会のほうを開催いたしまして、そちらのほうで検討していただくということになります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。今、9名の方でいいんですか。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） すいません、先ほど9名と申しましたけれども、代表監査委員さんということで10名でございます。申し訳ございません。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。歳出全部についての質疑を行っております。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 8ページが一番下でございます。農林水産業費、この木の橋の架け替え、これはどこの分で、大体この木の橋というのは耐用年数、どれくらいもつもんかというこの2点聞きたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） お答えいたします。まずこの木橋架替え水上休憩所改修工事ですが、場所としましては、大井手川にかかっております、鮎緑から出た橋の上流と下流に木橋が1カ所ずつ、休憩所が1カ所ずつございます。2橋と休憩所2カ所、これの改修でございます。

あそこは増水時に橋まで大井手川の水が上がるがございますので、今回の架け替えで、現在、腐食等もしておりますので、架け替えを行って、有効水面断面ですかね、若干かさ上げをして、増水しても水が及ばない高さまで若干上げて橋を架け替えるという予定にしております。

なお、現在、木橋でございますが、今度計画しておりますのは、木橋ではございませんで、見た目は偽木といひますか、木目調で鋼板で橋を架けるということで予定をしております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 先ほどの2番議員の佐野議員の質問と関連ございますが、災害義援金配分委員会、10名で立ち上げられておるといふことだけど、どういうスケジュールといふか、実際その配分しておるといふようなところもあるような話されてるけど、我が町の今後どのよ

うなスケジュールでいくのか、いつぐらいに配分するのかというのは、まだそういうのは決まってないわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 議案金のスケジュールですけれども、先ほど申しましたように、6月の16日、来週になりますけれども、配分委員会のほうを開催いたしまして、その中で配分の方法、また時期等も検討しながら、申請書のほうも、今、罹災証明のほうが発行しております、全壊・半壊・大規模半壊等の鑑定が出ている状況で、この状況からしまして、その次週、6月の23日ぐらいから申請書の受付をしようかというふうに今考えているところではございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 23日から申請書を受け付けてですよ、やはり、何日ぐらいにはそれを配分したいので、それに逆算してスケジュール立てんといかんとじゃないかね。委員会を立ち上げます、何日にします、そして、20何日からあれしますというんじゃないかと、ぽんとか目標を決めて、何日ぐらいに配分したいから、それに合わせてこうするという手法はできないんですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 一刻も早くそういう対応をしたいと思っておりますけれども、まだ、罹災証明書の発行に向けての調査が、二次調査の分がまだ結構残っておりますので、そのへんも少しちょっと考えなくちゃならんかなという思いもありますけれども、なるべく早い時期にそういう、国からのそういう支援ですから、とか、団体からですね、被災者の皆さん方になるべく早く届くような手立てを考えていきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 歳出全部についての質疑をお願いしております。ございませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入全部についての質疑をお願いします。7ページです。歳入全部についての質疑。7ページです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようですので、最後に本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議長にお伺いしたいんですが、本予算と関連でお尋ねしてもいいですかね。

今回の参議院選挙のことにちょっとお聞きしたいなと思ったんですけれども。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時44分

再開 午後2時45分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） すいません、本予算と直接関係がないものでございますけれども、今回の熊本地震によって公共施設等が被災しておりますものですから、その7月10日に行われます投票所の開設と、また、投票券等のそういった町としての対応をどういうふうにするのかをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今度の参議院選挙でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、今回の地震で通行止め等発生をしております。また、公共施設が被害を受けて、本来投票所として使う予定の所を使えないというような状況でございます。

まず、宮内の方面が通行止めになっております関係で、本来、社会教育センターが投票所になってます。ただ、あそこに投票行かれる方が通行止めで一部投票ができない状況になっておりますので、一部の方は甲佐小学校の体育館に行ってください。投票所に、社会教育センターのほうに投票に行ける方についてはそのまま行っていただくということで考えております。

それと、施設が使えない所が、乙女小学校の体育館が使用できません。ということで、町としては乙女小学校の敷地内にプレハブを設置して、そちらで投票していただくということを今考えておるところでございます。

また、入場券につきましては、郵送で直接お送りするということにしておりますので、避難されておる方については避難所のほうにまた届くかと思えますし、仮設のほうに移っていただいております方は郵便局等に転送の届出をされておりますれば、そちらの仮設住宅のほうに入場券は届くというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありません。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算でございますが、先ほど、今回が第2号でございます。今日、本日先ほど第1号があっておりますが、その後にかけて第2号が本日この補正予算として提示されております。ひとつ執行部におかれましては、本予算を十分に活用されて、町民のために大いに役立てていただければという願いを込めまして賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第39号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第40号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第27、議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） それでは、議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページ目をお願いいたします。

平成28年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億1,984万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。平成28年6月10日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款3、国庫支出金に59万4,000円を追加し、4億8,164万円としております。2の国庫補助金です。

歳入合計、補正前の額19億1,925万2,000円に59万4,000円を追加し、19億1,984万6,000円としております。次のページをお願いします。

歳出です。款1、総務費に59万4,000円を追加し、3,338万5,000円としております。1の総務管理費です。

歳出合計、補正前の額19億1,925万2,000円に59万4,000円を追加し、19億1,984万6,000円としております。

今回の補正につきましては、平成30年度から県が国保の保険者になるに当たりまして、町が県へ納付する国保事業費納付金等の算定に必要な、町で持っておりますデータを抽出し、県へ提出するための現行システムの改修費用ということになっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部について質疑をお願いします。議案第40号の国民健康保険特別会計補正予算、全部について質疑をお願いします。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、課税限度額の変更等もあっておりまして、今後、この国民健康保険が健全運営ができて、町の一般会計から持ち出しがないよう運営ができるよう願って賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第40号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することといたしたいと思っております。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第29 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

#### 日程第30 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第29、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について、日程第30、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について、以上の2件について一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。ただいまの二つの常任委員会からの申出については、申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたし

ました。

### 日程第31 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第31、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申出がっております。申出書のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 6月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、4月の熊本地震への災害復旧対応に御配慮をいただきまして、本日6月10日限りの日程の中で御提案をいたしました承認案件、条例案件、平成28年度一般会計補正予算などの案件につきまして、早急な御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決いただきましたことは、町政の執行にあたり誠にありがたく御礼を申し上げます。

ここに御議決をいただきました平成28年度一般会計補正予算をはじめ各議案の成立によりまして、災害の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいりますとともに、一日も早く、町民生活の安定と農業・商工業などの復興に努めてまいります。

また、今年も梅雨入りとなり、これからが本格的な大雨の季節となりますので、今回の地震災害のみならず大雨による災害に対しましても、万全の体制をもって対処していく所存でございます。今後とも町政発展のため特段の御協力と御指導をいただきますよう心からお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま町長からもお話がございましたように、4月14日から発生した熊本地震によります災害復興業務の最優先ということで、本定例会は本日の1日間でありましたが、被災者支援の柱とした予算など重要案件が終始熱心に審議され、無事に閉会の運びとなり、皆様に厚く御礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、議員各位の意見等を十分尊重していただき、地域の復旧・復興及び町政発展に向けた施策に十分反映されますことを切に希望するものであります。

議員各位におかれましては、今後とも町民の付託と期待に応えるべく、更なる御尽力を賜

甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

平 成 2 8 年 6 月 発 行

発行人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉  
編集人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広  
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン T e l ( 0 9 6 ) 2 3 4 - 2 2 0 8

---

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096)234-1111